

暮らしサポート



消費生活に関する
問合せ・相談は消費
生活センターへ

「自分だけは大丈夫」と 思っていませんか？

消費者トラブルは
悩まず早めに相談を！

見守り 新鮮情報

サンプルのはずが意図せぬ定期購入に

新聞の折込広告で通常の半額の「拡大鏡」を見つけ、販売業者に注文の電話をした。その際「目に良いサプリメントのサンプルを送る」と言われた。後日拡大鏡とサプリメントが届いたが、同封の「明細書兼請求書」には、拡大鏡が「プレゼント」、サプリメントが約3千円と記載されていた。その後2か月連続、同じサプリメントが届いたので、おかしいと思い「明細書兼請求書」を改めて確認すると「1年定期」と記載があった。注文した覚えはない。(80歳代)

【ひとこと助言】

新聞広告の通販やテレビショッピングなどの電話注文時に、別の商品やサンプル等を勧められ承諾したところ、そちらが主契約の定期購入になっていたという相談が寄せられています。注文品以外のものを勧められたら、興味がなければきっぱり断り、興味を持った場合も、定期購入になっていないかなどの詳細を確認し、説明が理解できなければ断りましょう。商品到着後は、明細書などで定期購入契約になっていないか確認することが大切です。

～国民生活センター「見守り新鮮情報」より引用・抜粋～

子ども・若者 サポート情報

広告の料金と違う！ゴキブリ駆除サービスのトラブルに注意

一人暮らしのアパートで深夜にゴキブリが出た。パニックになり、スマホの広告に「ゴキブリ退治〇〇円～」とあった事業者に連絡した。家に入りゴキブリを1匹退治してくれたが、その後、基本料金、燻煙剤、産卵抑制剤など合計約8万円の請求を受けた。高額な契約を後悔している。(当事者：学生)

【ひとこと助言】

- ・ 広告で安価な料金が表示されていても、その値段で作業できるとは限りません。表示料金をうのみにせず、依頼するときは、その料金での作業内容や追加費用の有無などを確認しましょう。
- ・ 想定とかけ離れた請求をされた場合は、後日納得した金額で支払う意思があると伝えて、その場での支払いをきっぱり断りましょう。
- ・ 広告などの表示額と実際の請求額が大きく異なる場合などは、クーリング・オフできる可能性もあります。



～国民生活センター「子ども・若者サポート情報」より引用・抜粋～

司法書士による無料相談

司法書士会より司法書士相談員が派遣され、登記・相続・消費生活に関する相談が無料で受けられます。相談の2日前までにご予約下さい。

【開催日時】 7月7日(金)午前9時30分から11時30分まで

【会場・受付】 美浦村消費生活センター

消費生活に関する相談は

- ◇ 村消費生活センター（消費生活相談全般） ☎885-7141(直通)
月・水・木・金 午前9時～正午、午後1時～4時
(相談の受付は、午前は11時30分、午後は3時30分まで。)
※相談員が不在場合がありますので、電話でご確認ください。
- ◇ 消費者ホットライン（全国共通） ☎188 ※3桁で繋がります。
- ◇ 県警悪質商法110番（訪問販売や悪質業者に絡む各種相談）
午前8時30分～午後5時15分 ☎029-301-7379